

浜田市 協働のまちづくり推進計画

全ての人が一体となった
持続可能で元気な浜田の実現を目指して

令和4年度 ～ 令和7年度
(2022年度) (2025年度)

令和4年2月
浜田市

ごあいさつ

全ての人为一体となった 持続可能で元気な浜田

～協働による持続可能なまちづくり～



浜田市長 久保田 章市

本市では、昨年4月、合併以降続けてきた自治区制度に代わる新たなまちづくりを進めるため「浜田市協働のまちづくり推進条例」を施行しました。また、12月には「第2次浜田市総合振興計画後期基本計画」を策定し、「協働による持続可能なまちづくり」を基本方針の一つとして、市民や事業者、まちづくり活動団体、市の全ての主体がお互いの立場に応じた役割分担の下、多様な場面で協働し、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めていくこととしております。

急速に進む少子高齢化・人口減少に加え、近年多発する異常気象による災害や新たな感染症など、社会環境は大きく変化しており、私たちの生活に密着した地域課題は複雑多様化しております。

全ての市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを進め、「みんなが笑顔で暮らせるまち」を未来に残すためには、一人ひとりが人や地域のつながりを大切にし、助け合い、それぞれの特性や得意分野を活かしながら、連携、協力することが大切であると考えております。

この度策定しました「浜田市協働のまちづくり推進計画」は、今後、協働のまちづくり推進条例の基本理念の実現を目指し、実践するため、「協働」に関する基本的な考えや市が行う必要な取組を示しております。

本市では、様々な場面や場所で、既に市民と市による協働の取組が行われています。より多くの市民参画を促しながら、協働のまちづくりを更に進め、「全ての人为一体となった持続可能で元気な浜田」実現のため本計画の取組を着実に実行してまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、市民意識調査にご協力いただきました市民、事業者、まちづくり活動団体等の皆様を始め、貴重な意見や提言を頂きました浜田市総合振興計画審議会及び浜田市協働のまちづくり検討部会の皆様など、ご協力いただきました方々に心から厚くお礼申し上げます。

令和4年2月

目次

1 協働のまちづくり推進計画の趣旨	4
(1) 計画策定の趣旨	
(2) 計画の位置付け	
(3) 計画の期間	
(4) 計画の評価・検証	
2 まちづくりの現状と課題	6
(1) 急速に進む少子高齢化・人口減少社会	
(2) 複雑・多様化する地域課題	
(3) 新型コロナウイルス感染症及びSDGsへの対応	
3 協働を進めるに当たっての考え方	8
(1) 協働とは	
(2) 協働のまちづくりの基本理念	
(3) 市民等と市の役割分担	
(4) 協働で取り組む際の共通認識	9
(5) 協働の主体	10
(6) 協働の形態	12
(7) 協働のメリット・効果	15
4 協働の現状と課題	16
(1) 市民等及び市職員の意識調査	
(2) 意識調査から見てきた協働の現状と課題	
5 協働のまちづくりの展開	25
<基本方針Ⅰ> 協働の意識づくりと主体的なまちづくりの促進	26
<基本方針Ⅱ> 活動基盤の整備	29
<基本方針Ⅲ> 地域自治の強化	31
<基本方針Ⅳ> 協働の仕組みづくり	34
6 協働事例	37
資料編	別冊

用語の定義

項目	内容
まちづくり	市民等が地域の活動に参画し、自分達が暮らす地域をより住みよくしていくこと。
市民	市内に住んでいる人、市内で働く人、市内に通学する人
事業者	市内において営利を目的とする事業を行っている個人や法人
まちづくり活動団体	町内会、自治会、当該地域のまちづくりを行う各種団体 ※政治活動又は宗教活動を主たる目的とする団体を除く。 <主なまちづくり活動団体> ◆町内会、自治会 地縁と共助の精神に基づき、身近な住民生活において必要な諸活動に取り組むため、自主的に設置する基礎的な住民組織 ※最も身近な住民組織の名称は、町内会・自治会のほかに「行政区」や「集落」など様々です。本計画では、これらを総称して「町内会等」とします。 ◆NPO（Non Profit Organization（非営利団体）の略称） 子ども会、PTA、NPO法人やサークルといった市民活動団体など、まちづくりを目指して活動を行っている団体
地区まちづくり推進委員会	まちづくり活動団体のうち、その地区の課題の解決や活性化を図るための組織として市長が認定した団体
市民等	市民、事業者、まちづくり活動団体
地域活動	町内会等や地区まちづくり推進委員会の活動など、地域のつながりを基礎とした団体等が公共の目的のため、一定の地域で行う活動のこと。
市民活動	子ども会、PTA、NPO法人やサークルといった共通のテーマにより集まった団体等が地域等の活性化や社会的課題を解決するために行う活動のこと。

協働のまちづくりとは？

地域の課題を解決し、住みやすいまちをつくるため、市民と市、まちづくり活動団体と市など、複数の主体が対等な立場で連携し、協力し、共に考え、共に行動することです。その第一歩は、一人ひとりが当事者意識を持ってまちづくりに積極的に参加することから始まります。

1 協働のまちづくり推進計画の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

浜田市協働のまちづくり推進条例（以下「条例」という。）の目指す姿である「全ての人々が一体となった持続可能で元気な浜田」の実現のために、市民等と市の両者がまちづくりの主体として、それぞれの果たす役割と責任を自覚し、協力し合いながら「協働によるまちづくり」を推進する必要があります。

本計画は、条例の基本理念の実現を目指し、実践するため、「協働」に関する基本的な考えや市が行う必要な取組を示すものです。

(2) 計画の位置付け

本計画は、条例及び第2次浜田市総合振興計画の基本方針の一つである「協働による持続可能なまちづくり」の考え方にに基づき策定しました。今後、条例の基本理念及び本計画に掲げる具体的な取組により、浜田市総合振興計画の実効性を高め、協働のまちづくりを推進します。



※ 浜田市協働のまちづくり推進条例：資料編 1 ページに掲載

※ 浜田市まちづくりセンター条例：資料編 15 ページに掲載

(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度(2022年度)から令和7年度(2025年度)までの4年間とします。

◇計画の期間及び進捗状況の評価・検証等のスケジュール

令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
計画期間			
評価・検証	評価・検証	評価・検証	評価・検証
職員意識調査	職員意識調査	職員意識調査	職員意識調査
	市民意識調査		市民意識調査

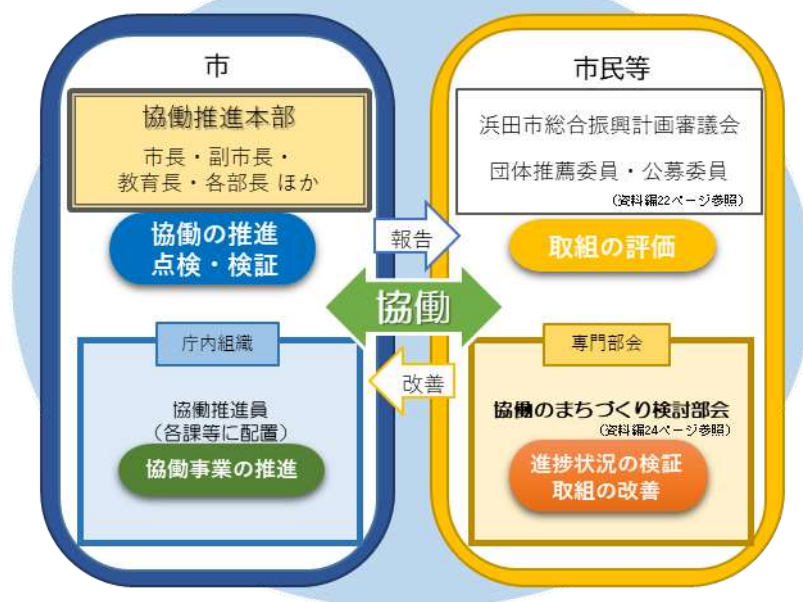
(4) 計画の評価・検証

本計画の進捗状況の評価・検証については、外部委員による浜田市総合振興計画審議会及び協働のまちづくり検討部会において行います。

併せて、市の組織である「協働推進本部」においても自己点検・検証を行います。

なお、本計画の改定に当たっては、「協働」に対する市民の考えを把握するとともに、まちづくり活動の現状・課題、支援に対するニーズを調査するため、市民意識調査を実施します。

評価・検証・推進体制



〔協働推進体制のイメージ図〕

2 まちづくりの現状と課題

(1) 急速に進む少子高齢化・人口減少社会

本市では、昭和 30（1955）年の 91,495 人をピークに減少傾向が続き、令和 2（2020）年で 54,592 人と、65 年でおよそ 36,000 人（40%）減少しており、高齢化率は 35.6%と、3 人に 1 人以上の市民が 65 歳以上という現状です。



※ 国勢調査の数値による。
※ 年齢の内訳は「不詳」を除く。

出生数についても、昭和 30（1955）年の 1,595 人をピークに年々減少し、令和 2（2020）年は 317 人と、ピーク時の 5 分の 1 まで減少しています。一方、死亡数については、平成 2（1990）年までは減少傾向を示していましたが、その後増加傾向に転じています。その結果、平成 2（1990）年から平成 7（1995）年までの間に、死亡数が出生数を上回り、現在に至るまで自然減の状態が続いています。

なお、合計特殊出生率（1 人の女性が一生に産む子どもの平均数）は低下が続いた後、平成 10（1998）年以降は概ね 1.6 程度で推移し、直近の数値では 1.77 まで改善しています。ただし、令和 2（2020）年の新型コロナウイルス感染拡大の影響で、出生数が大幅に落ち込んでいることから、数年はその影響があるものと見込んでいます。

(2) 複雑・多様化する地域課題

人口減少・少子高齢化、自然災害、地域犯罪、子育て、環境保全、高齢者のみの世帯など、社会情勢やライフスタイルの変化、地球規模での異常気象等により、現在の地域課題は複雑・多様化してきており、「自助（自分でできることは自分で）」「公助（行政にしかできないことは行政で）」だけでは対応・解決できなくなってきました。

(3) 新型コロナウイルス感染症及びSDGs※への対応

令和 2 (2020) 年から続く新型コロナウイルス感染症の影響は、私たちの生活に大きな変化をもたらしています。外出等の自粛や会議、事業など「集う」ことが困難になるなど、これまでの常識を大きく覆す事態となりました。これからは、ICT※技術の活用やオンラインでの実施等により、時間や場所などに捉われない暮らしや働き方も選択肢の一つとし、ポストコロナ社会に対応していく必要があります。併せて新しい時代に向けた持続可能な社会を目指し、SDGs への達成に向けた取組が重要となってきます。

【各団体の活動に対する新型コロナウイルス感染症の影響（団体アンケート結果）】

※アンケート結果の詳細については、資料編に掲載

各団体の活動状況は以下のとおりとなっており、新型コロナウイルス感染症の影響が数値として表れています。一方、工夫を凝らし活動を継続している団体があることも分かります。

	新型コロナウイルス感染症の影響前		影響後
地区まちづくり 推進委員会	活発に行われていた	30.0%	20.0%
	ある程度活発に行われていた	63.3%	40.0%
	あまり活発に行われていなかった	6.7%	33.3%
	ほとんど行われていなかった	0%	6.7%
	よくわからない	0%	0%
町内会等	活発に行われていた	11.4%	4.3%
	ある程度活発に行われていた	44.3%	27.1%
	あまり活発に行われていなかった	31.4%	45.7%
	ほとんど行われていなかった	12.9%	22.9%
	よくわからない	0%	0%
NPO法人	活発に行われていた	41.2%	17.6%
	ある程度活発に行われていた	41.2%	47.1%
	あまり活発に行われていなかった	5.9%	23.5%
	ほとんど行われていなかった	11.8%	11.8%
	よくわからない	0%	0%

※ICT：「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略称

※SDGs：「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称

3 協働を進めるに当たっての考え方

(1) 協働とは

協働とは、「市民等及び市が、相手の立場や違いを尊重し、一人ひとりが当事者意識を持ち、責任や役割分担を明確にし、同じ目的のために共に考え、行動すること」をいいます。

地域課題を解決し、住みやすいまちをつくるためには、複数の主体が対等な立場で連携、協力し、共に考え、共に行動することが必要です。

(2) 協働のまちづくりの基本理念

条例（第3条）において、まちづくりの基本理念を次のように定めています。

- ア 一人ひとりがまちづくりの主役であることを認識し、一体的なまちづくりに向けて、積極的に取り組むこと。
- イ 人や地域のつながりを大切にし、お互いを尊重し助け合うとともに、それぞれの特性や得意分野を活かすこと。
- ウ 本市の自然、伝統及び文化を次世代に継承するとともに、地域の個性を活かすこと。
- エ お互いが、まちづくりに関する情報を提供し、共有すること。

(3) 市民等と市の役割分担

市民等と市がそれぞれの役割を認識し、お互いが役割を果たすことで協働のまちづくりが推進されることにつながります。

市民等の役割

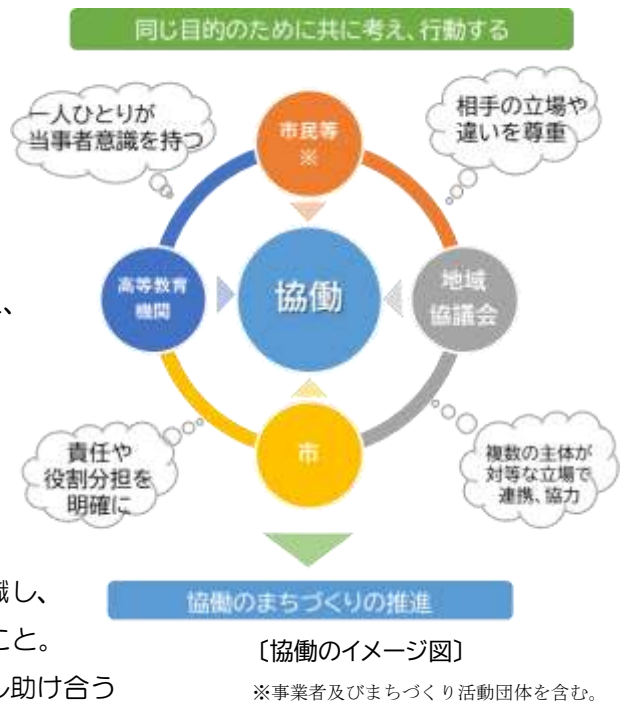
- ア まちづくりの主役であることを認識しながら、地域社会に関心を持ち、自らができることを考え、積極的にまちづくりに参画すること。
- イ まちづくりへの参画に当たっては、地域の個性を大切にし、それぞれの立場や違いを認めて行動する。

〔市民等の権利〕

- ・まちづくりに参画し、意見を述べること。
- ・まちづくりに関する情報を知ること。

市の役割

- ア 市民等がまちづくりについて自ら考え、参画することができるよう、必要とするまちづくりに関する情報を積極的に提供する。
- イ 市民等にまちづくりについて分かりやすく説明するとともに、市民等からの質問等に対して誠意をもって対応する。
- ウ 市民等が参画する様々な機会を積極的に設け、市民等の考え、意見等を把握し、まちづくりに反映する。



(4) 協働で取り組む際の共通認識

協働するパートナー間の共通認識を次のとおり定めます。

◆ 目的の共有

市民等と市は、達成しようとする目的を共有し、お互いの役割や責任分担を明らかにすることが大切です。

◆ 相互理解

協働を実施するに当たっては、市民等と市は相手の特徴や違い、それぞれの立場を理解するよう努めることが不可欠です。

◆ 相互変革

相手を理解した上で、目的を達成するために、もっと良い考え方や方法がある場合には、柔軟に対応することが大切です。

これまでの手法に固執することなく、お互いの影響によって、双方がより良く変わることを受け入れる姿勢を持つ必要があります。

◆ 対等性の確保

協働を実施するに当たっては、市民等と市は対等の関係を築くことによって、活発で建設的な意見交換が可能になります。

◆ 自主性・自立性の尊重

協働を実施するに当たっては、市民等と市はお互いの自主性を尊重しなければなりません。

また、相互が依存関係に陥らないよう留意し、自立性を確立できる方向で実施することが大切です。

◆ 情報共有と検証の実施

市民等と市は、情報を共有しながら協働を進める必要があります。

また、この計画に示した共通認識の基で協働が行われているかを検証してその結果を公表し、透明性を確保することが必要です。

◎ 協働は目的ではなく手段！（プロセス）

協働すること自体は目的ではなく、双方の目指すところややりたいことが合致した場合に、その共通の目的を実現するための手段にすぎません。目的が一致しない、実施方法に合意できないなどの場合には無理に協働する必要はありません。協働することが目的とならないよう、協働が適する事業かどうかを見極める必要があります。

もちろん、協働によって双方の特性を活かした方が高い成果を期待できる場合は、積極的に協働という手段を選ぶことが必要です。

(5) 協働の主体

市内には、地区まちづくり推進委員会、町内会等の地縁型組織やボランティア・NPO法人などの特定の目的のもとに集まった志縁型組織、事業者や高等教育機関など、様々な活動団体があります。また、市長の附属機関として、各地域に地域協議会を置くことを条例で規定しています。

市やこうしたまちづくりに関わるすべての人や団体が協働の主体（パートナー）になります。

市民

市内に住んでいる人だけでなく、市内で働く人や市内に通学する人を含め、浜田市に関わりのある幅広い人が、協働のまちづくりに参画することにより、様々な地域課題を解決することが可能になることが期待されます。

事業者

事業者は、本来営利団体ではありますが、近年は企業の社会的責任（CSR）や共通価値の創出（CSV）という概念の広がりにより、事業者の公益的活動としての協働は今後、進んでいくと思われます。

地域社会の一員として、社会との調和を図るとともに、公共的又は公益的な活動に協力し、協働のまちづくりを推進することが期待されます。

まちづくり活動団体

まちづくり活動団体は、安全・安心、文化、健康、生きがい活動などの市民ニーズへの対応や市民生活の維持、地域コミュニティの活性化を図ることを目的として活動しています。

また、市民生活をめぐる保健福祉、環境衛生、安全安心、文化振興や子育てなどの各分野での地域課題についても、各団体が有する知恵や知識を活かしながら、解決に向けた取組を実施しています。

高等教育機関

市内には、専門的で多分野に及ぶ社会的、学術的資源を有する教育・研究機関としての役割を担う高等教育機関があります。ここでの教育や研究の成果が、地域のまちづくりに活かされるよう、日頃から連携を図る必要があります。

高等教育機関には、多くの学生が在籍しており、その学生達がまちづくりに参画することにより、若い多様な視点を取り込むことができ、より活力あるまちづくりが可能になります。

行政

行政は、「全体の奉仕者」として、市民等が公平・平等に受益者となるようなサービス提供を原則とし、多様な分野の公共サービスを担っています。

市民等と行政が協働してまちづくりを進めていくためには、まちづくりの担い手の支援、環境整備に関わる施策の実施や行政自体の体制の整備等が必要となっています。

<まちづくり活動団体の例>



地区まちづくり推進委員会

地区の課題解決や活性化を図るための組織として市長が認定した団体です。各地区においてまちづくり活動の中心的な役割を担っており、地域の特徴や実情に応じて、お互いの良いところを活かしたより良いまちづくりのために活動しています。

※ 地区まちづくり推進委員会の設立状況一覧：資料編 28 ページに掲載

町内会等

町内会等は、一定の区域に暮らす住民等で組織する任意団体で、主に住民相互の助け合いや交流等を目的とする最も身近な自治組織です。お互いが連携を深めながら、住み良い地域社会を築くことを共通目標として、環境美化活動や生活安全活動、伝統文化・交流活動など基礎的なコミュニティ活動を行っています。



NPO法人

NPO法人は、NPO法に基づき所轄庁（市・県）において設立の認証を受けた組織です。NPOの特徴である「自主性」「自立性」「先駆性」「柔軟性」「多様性」等を活かし、様々な分野(福祉、教育・文化、まちづくり、環境など)において、社会貢献活動に取り組んでいます。

※NPO法人一覧：資料編 29 ページに掲載

○ 地域協議会

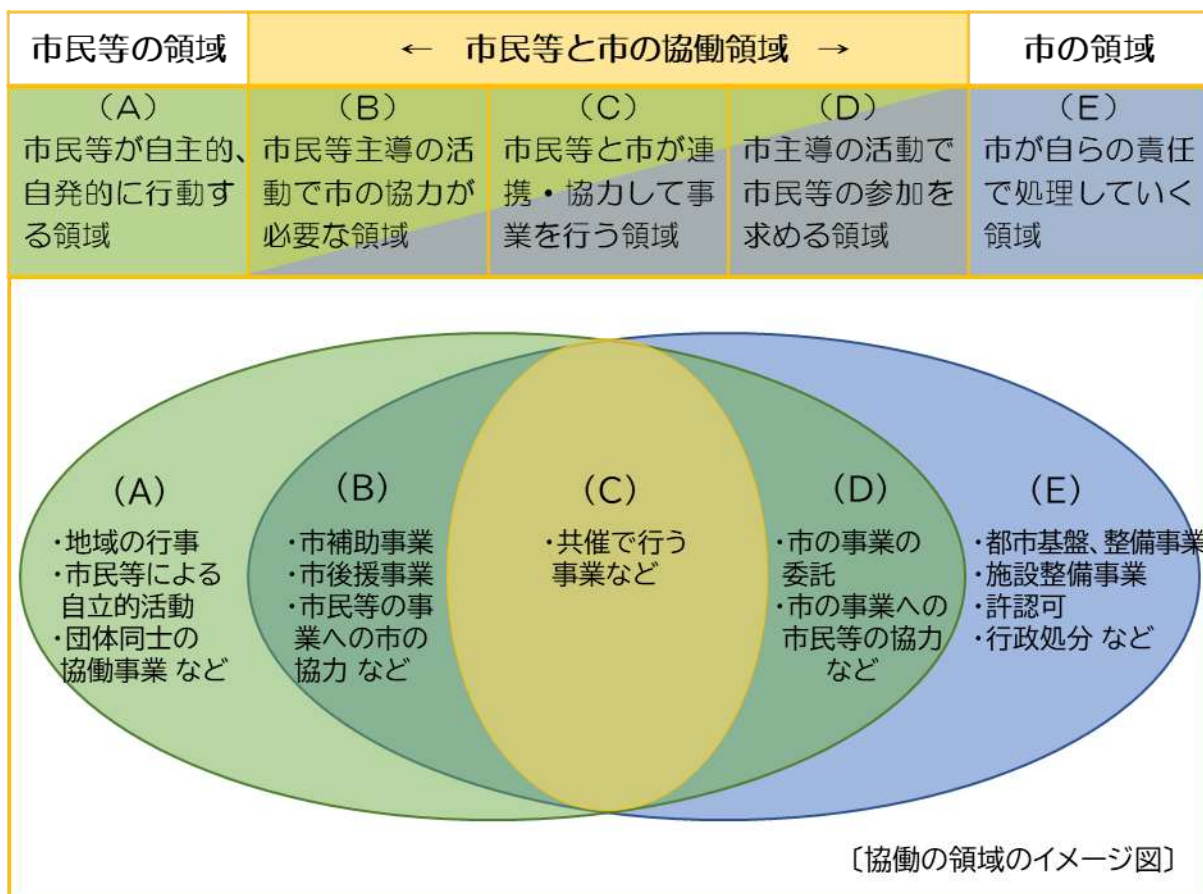
地域の課題や問題を取り上げ、より良いまちづくりを推進するため、市長の附属機関として、各地域に地域協議会を設置しています。

本市の最上位計画である総合振興計画を始め、市の重要施策や地域課題について調査審議し、市長に意見を述べるができることとしており、地域協議会での議論が活発に行われることで、更なる協働のまちづくりが進んでいくものと考えます。



(6) 協働の形態

公共的な活動やサービスを、市民等と市とが担うべき役割分担で分類すると下の図のようになります。



この図で示したように、市民等と市との協働の領域は（B）から（D）までの範囲と考えられます。したがって、公共的サービスをすべて協働で実施するわけではなく、（A）の領域のように市民等が専ら実施する事業、（E）の領域のように市が専ら自らの責任で実施する事業は、当然ながら今後も存在することとなります。

協働の範囲外ではありますが、（A）の領域では市は市民等の自主性を尊重すること、（E）の領域では積極的に情報を開示し、透明性の確保に努めることが大切です。

また、（A）の領域ではまちづくり活動団体間の協働も考えられます。

本計画では、まちづくり活動団体と市との協働、すなわち（B）から（D）までの領域について規定します。

協働によって行う事業には、主として次のような形態が考えられます。

事業の目的や内容、期待される効果、相手の特性によって最もふさわしい形態を選ぶことが大切です。この場合において、市と協働相手とで積極的に情報を交換し、つながりを持てる信頼関係が必要です。

協働の領域（B）市民等主導の活動で市の協力が必要な領域

後援

協働相手が主体的に行う事業に対し、市の後援名義使用を承認して、信用を付与することで事業の支援をします。実施の責任は主として主催者にあります。

<具体的な事例>

- ・つながるネ！ット活動（西部地区（浜田））
- ・青少年保育ボランティア養成講座 など

補助・助成

協働相手が主体的に行う事業に対し、市が財政的な支援を行うことです。

実施の責任は主として主催者にありますが、市は事業のプロセスやお金の使途などの透明性や事業効果についての検証や公開の場を確保する必要があります。

また、団体の自立性を損なわないような補助や助成を行うことも大切です。

<具体的な事例>

- ・まちづくり総合交付金事業
- ・地域づくり振興事業補助金
- ・大学等高等教育機関と連携したまちづくり推進事業補助金 など

協働の領域（C）市民等と市が連携・協力して事業を行う領域

共催・実行委員会・協議会

共催は、協働相手と市が共に主催者となって、一つの事業を実施することです。

実行委員会は、事業等の実行のために関係者が集まって企画・運営を行うことです。互いが企画の段階から、話し合いを重ね、役割分担や責任の所在、経費負担、成果の帰属などを明確にして実施する必要があります。

協議会は、関係機関、有識者等を含む関係者が、知識等を提供・共有して事業を行うことです。

<具体的な事例>

- ・社会教育推進事業
- ・地域協議会
- ・各地域の産業祭
- ・市民憲章推進協議会 など

協働の領域（D）市主導の活動で市民等の参加を求める領域

委託・指定管理

委託は、市の事業を協働相手の特性を活かして行うことです。委託する際は、実施方法などについて、相手の意見を参考にするといった、相手の特性を活かせる配慮が必要となります。

指定管理は、協働相手の特性を活かして公共施設の管理・運営を行うことです。

<具体的な事例>

- ・ 浜田で学ぶ学生支援事業
- ・ 生活路線バス運行事業
- ・ 公の施設（スポーツ施設、美術館など）管理事業 など

事業への協力

協働相手又は市が主体として実施する事業は、互いに目標や役割分担を取り決め、前述の形態以外で、協力し合って行うことです。協力団体を互いに紹介するコーディネートや情報提供、広報協力など多様な協力方法が考えられます。

<具体的な事例>

- ・ 地区まちづくり推進委員会の設立
- ・ まちづくりセンターによる各種事業 など

ポイント！

どの形態をとる場合であっても、事業の企画・計画を立てるときや事業を行った後に改善策を考えるときは、市民等と市が熟議を重ねることが大切です。また、それぞれの立場や視点から協働相手に対して提案を行うことも考えられます。

(7) 協働のメリット・効果

ア 市民サービスの向上

様々な意見を取り入れることができ、地域実態や課題、ニーズに合った公共サービスを提供することができます。幅広いニーズを反映させることでより良い成果が生まれ、市民等に提供するサービスの向上につながります。

- 地域の実態や課題、ニーズに合った市民サービスを提供
- 市民等に提供するサービスの向上

イ まちづくりの推進

協働を推進することで、まちづくりに参画する市民等が増えることが期待されます。自ら地域について考え、実践する市民等が増えることで、本市における住民自治が促進され、魅力のあるまちづくりが実現できます。

- まちづくりに参画する市民等の増加
- 自ら地域について考え、実践する市民等の増加
- 住民自治の促進による、魅力のあるまちづくりの実現

ウ 新たな視点と実現可能性の向上

市民等の新しい発想やそれぞれの専門性を活かすことで、新たな事業に発展し、より良い成果が期待できます。

また、市だけでは実現できなかった事業の実現の可能性が向上します。

- 市民等の新しい発想による新たな事業への発展
- 市民活動の専門性発揮による、より良い成果への期待
- 市だけでは実現できなかった事業の可能性の向上

4 協働の現状と課題

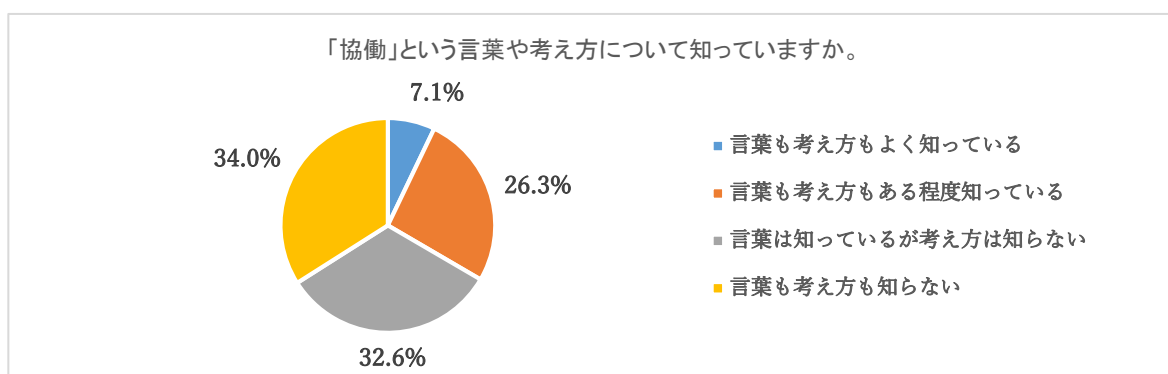
(1) 市民等及び市職員の意識調査

市民等及び市職員の協働に対する認識、まちづくり活動や社会貢献活動の現状・課題等を把握し、推進計画に反映させることを目的として令和3年10月に意識調査を実施しました。

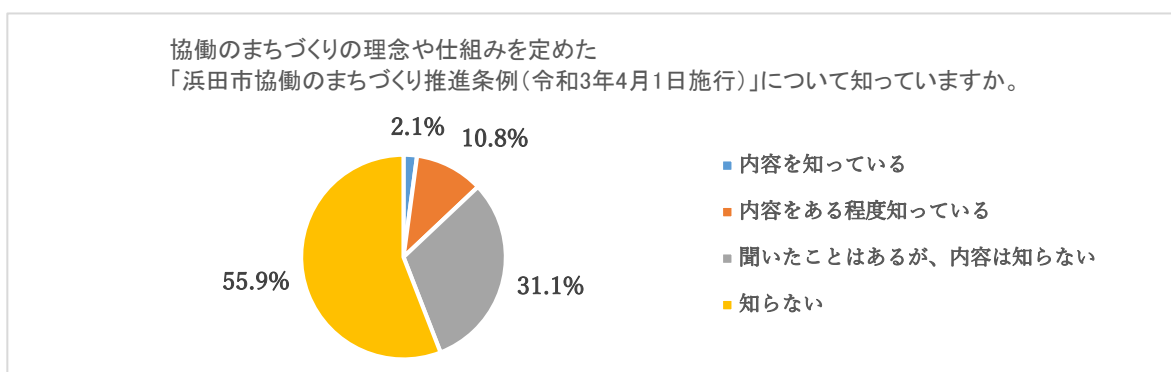
(2) 意識調査から見てきた協働の現状と課題

ア 協働のまちづくりへの意識

約7割の市民は、「協働」の考え方について知らない。



約6割の市民は、「浜田市協働のまちづくり推進条例」の存在を知らない。



多くの市民が「市民と浜田市が協働のまちづくりを推進していくことは必要」と考えているものの、「協働」や「浜田市協働のまちづくり推進条例」の認知度は、低い現状となっている。

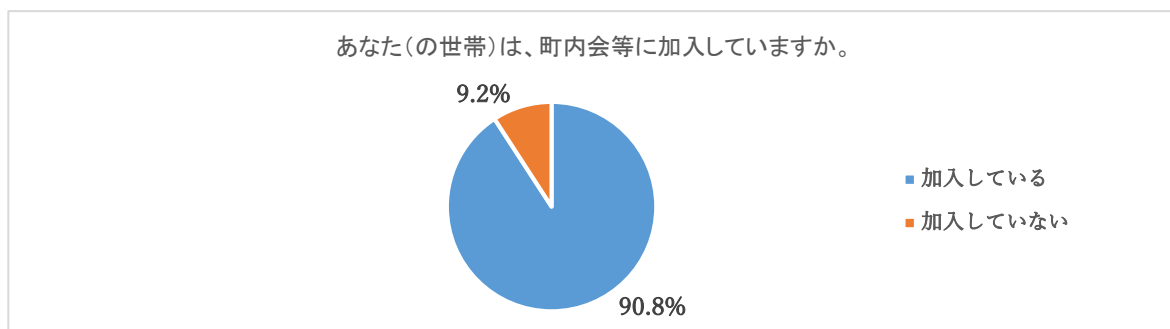
また、NPO法人、地区まちづくり推進委員会と町内会等とそれぞれで協働の必要性についての認識に差があり、協働が進まない理由としては、協働相手との調整を負担に感じていることや協働しようとしても協働に関する相談先が分からないといったことが課題となっている。

必要な取組

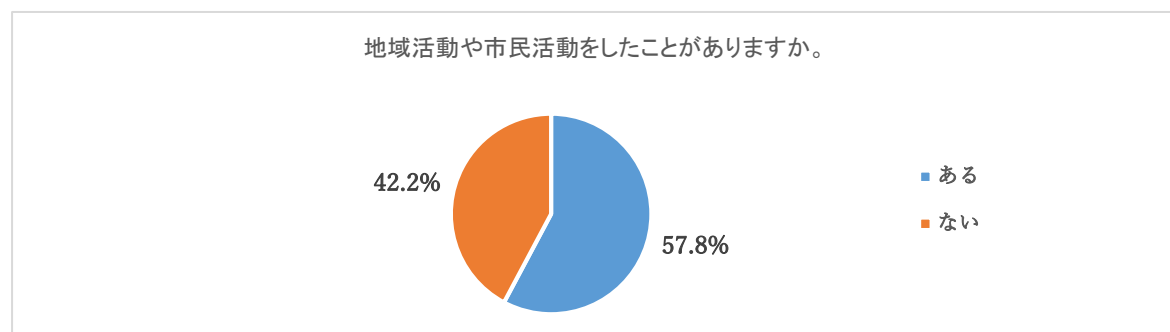
- ・ 協働意識を高める機会の提供
- ・ まちづくり活動団体間の連携を推進及び協働に関する相談体制の整備

イ まちづくりへの参画

約 9 割の市民は、町内会等に加入している。



約 4 割の市民は、地域活動や市民活動をしたことがない。



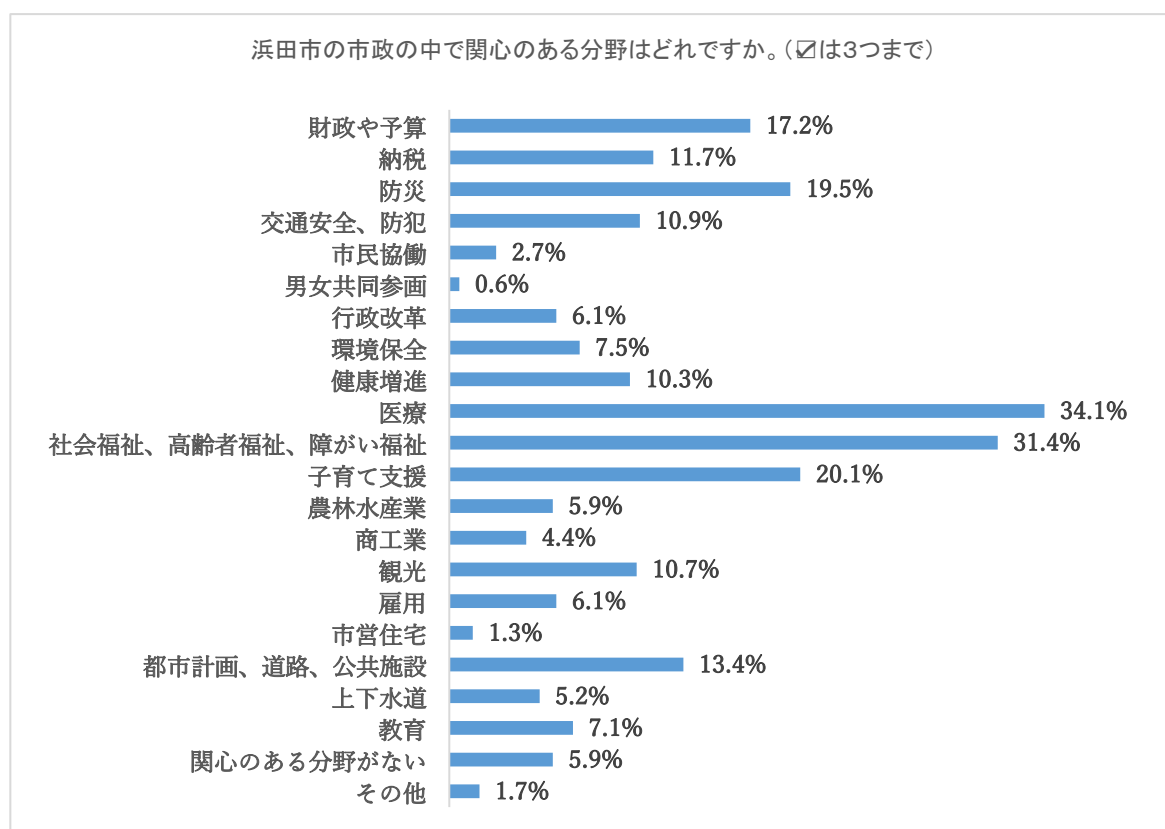
町内会等への加入率は高く、近所での支え合い・助け合いが必要だと思う市民の割合も高いものの、地域活動や市民活動をしたことがない割合が 4 割以上となっている。

町内会等に加入しない理由としては「参加するきっかけがない」「何をしているのかわからない」活動をしたことがない理由としては、「時間がない」「情報が入ってこない」などが挙げられた。

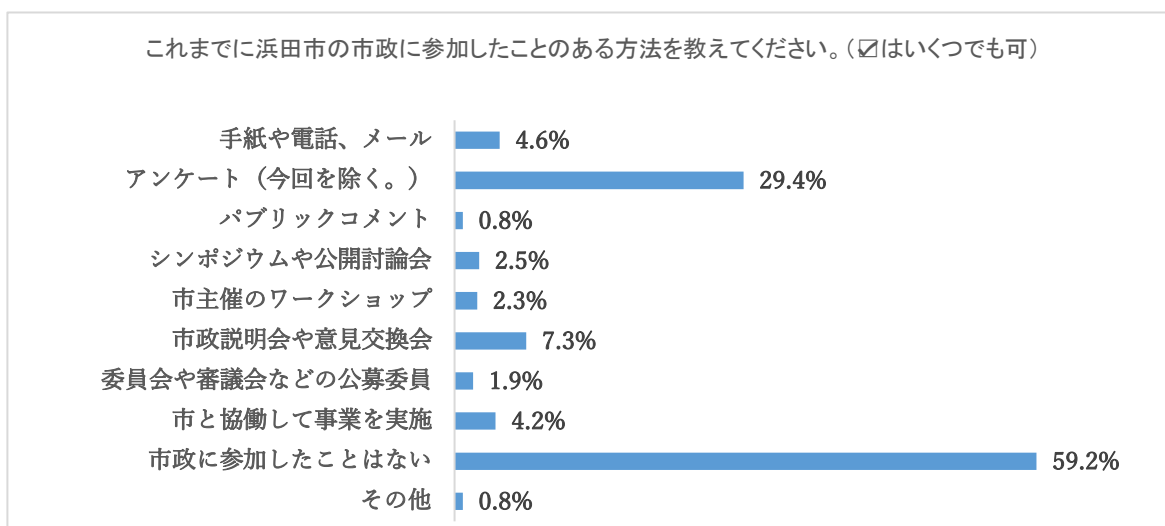
必要な取組

- ・ 地域活動や市民活動の意義等への理解の促進
- ・ 地域活動への興味・関心を活動につなげる取組の支援

市民は、「医療」「社会福祉、高齢者福祉、障がい福祉」「子育て支援」「防災」について、高い関心を持っている。



約 6 割の市民は、市政に参加したことはない。



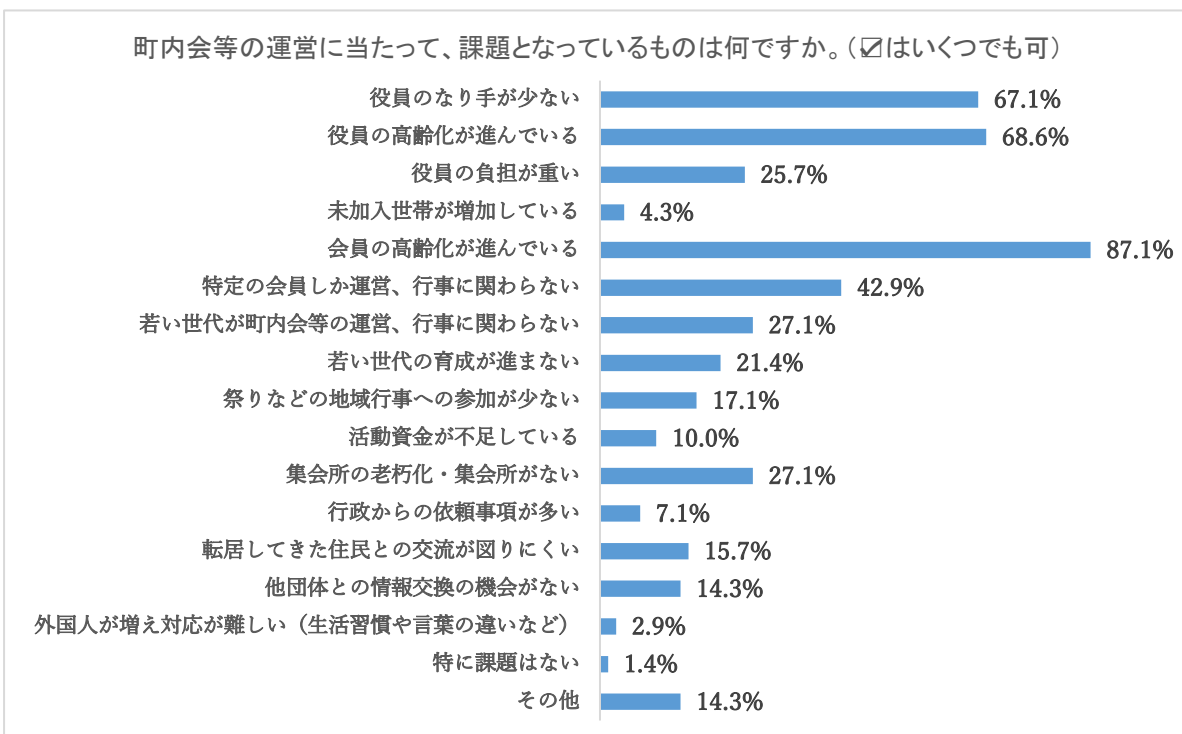
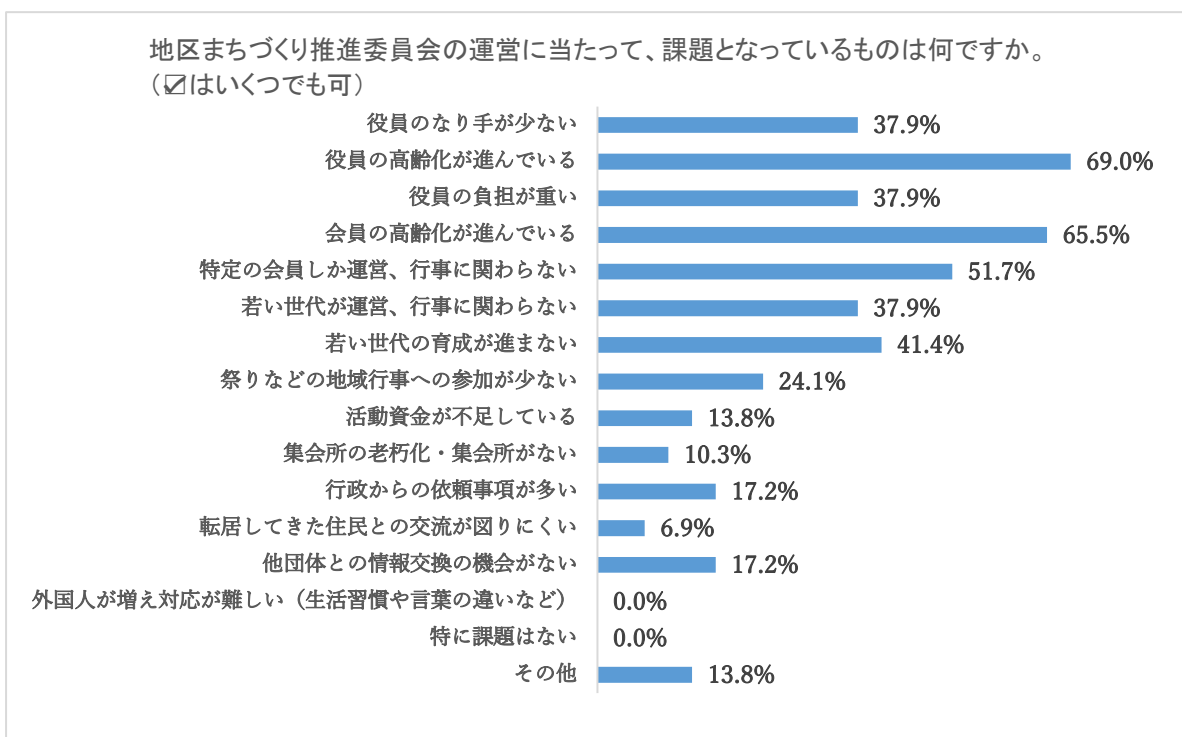
多くの市民が市政に関心を持ち、参加する必要があると考えている一方で、約 6 割が実際に市政に参加したことがない現状となっている。

必要な取組

- ・ 広く市民が市政に参加する機会の創出
- ・ 活用する媒体や提供機会の工夫等による、効果的な情報の発信

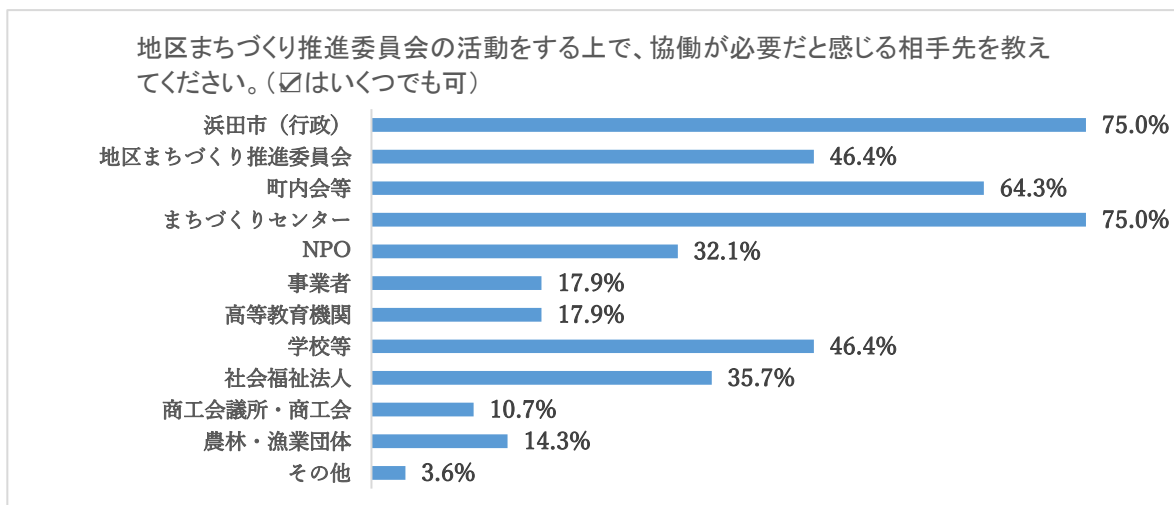
ウ まちづくり活動団体

運営に当たっての課題は、役員、会員の高齢化に加え、役員のなり手不足や活動メンバーの固定化である。

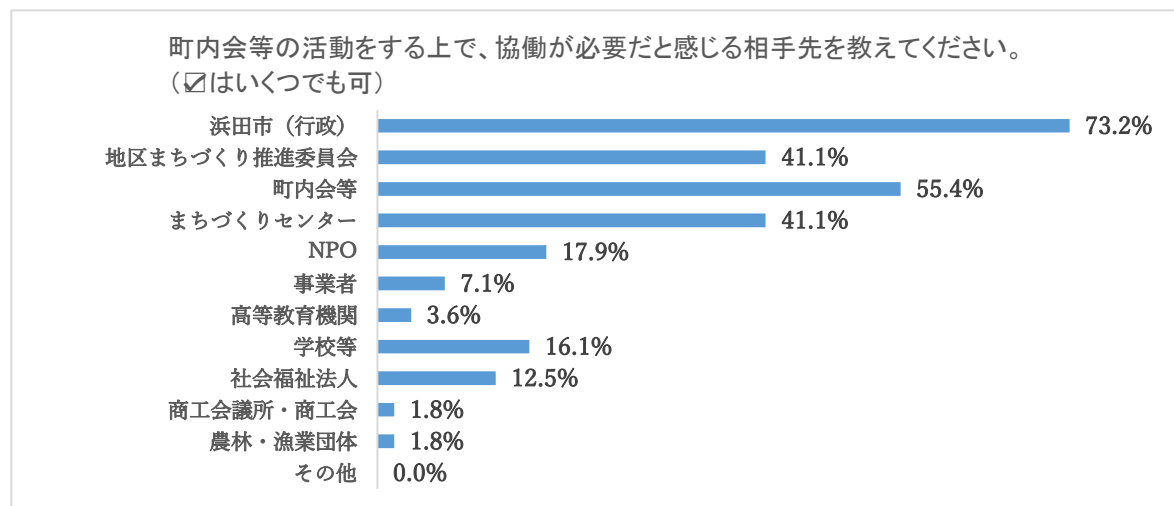


地区まちづくり推進委員会、町内会等においては、役員、会員の高齢化に加え、役員のなり手不足や活動メンバーの固定化が課題となっている。また、若い世代の育成や団体間の活動内容（情報）の交流が進んでいないといった課題を抱えている団体もある。

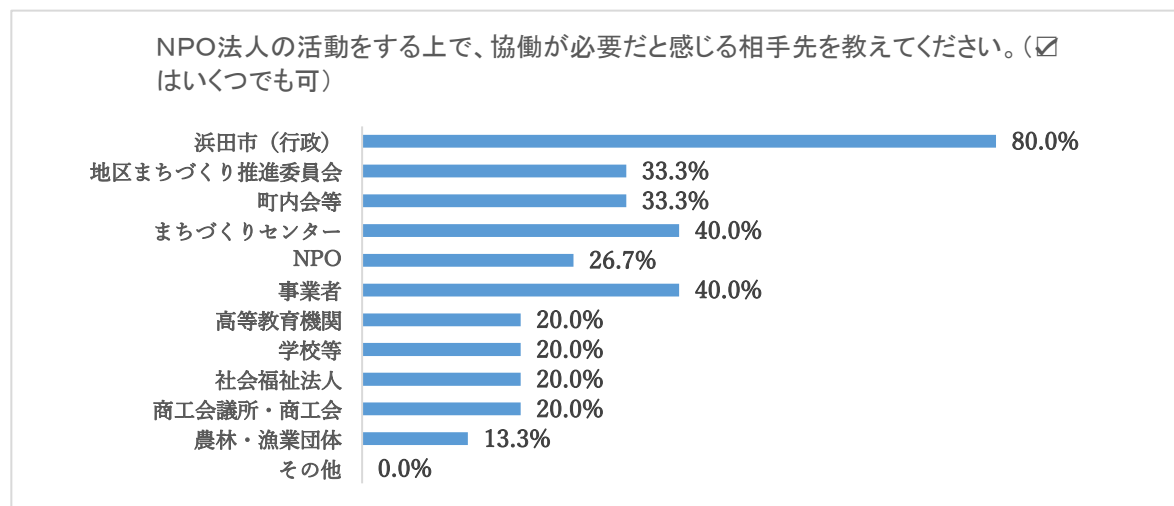
地区まちづくり推進委員会の活動をする上で、協働が必要だと感じる相手先としては、「浜田市（行政）」と「まちづくりセンター」が最も多く、次いで「町内会等」となっている。



町内会等の活動をする上で、協働が必要だと感じる相手先としては、「浜田市（行政）」が最も多く、次いで「町内会等」「地区まちづくり推進委員会」「まちづくりセンター」の順となっている。



NPO法人の活動をする上で、協働が必要だと感じる相手先としては、「浜田市（行政）」とが最も多く、次いで「まちづくりセンター」「事業者」となっている。



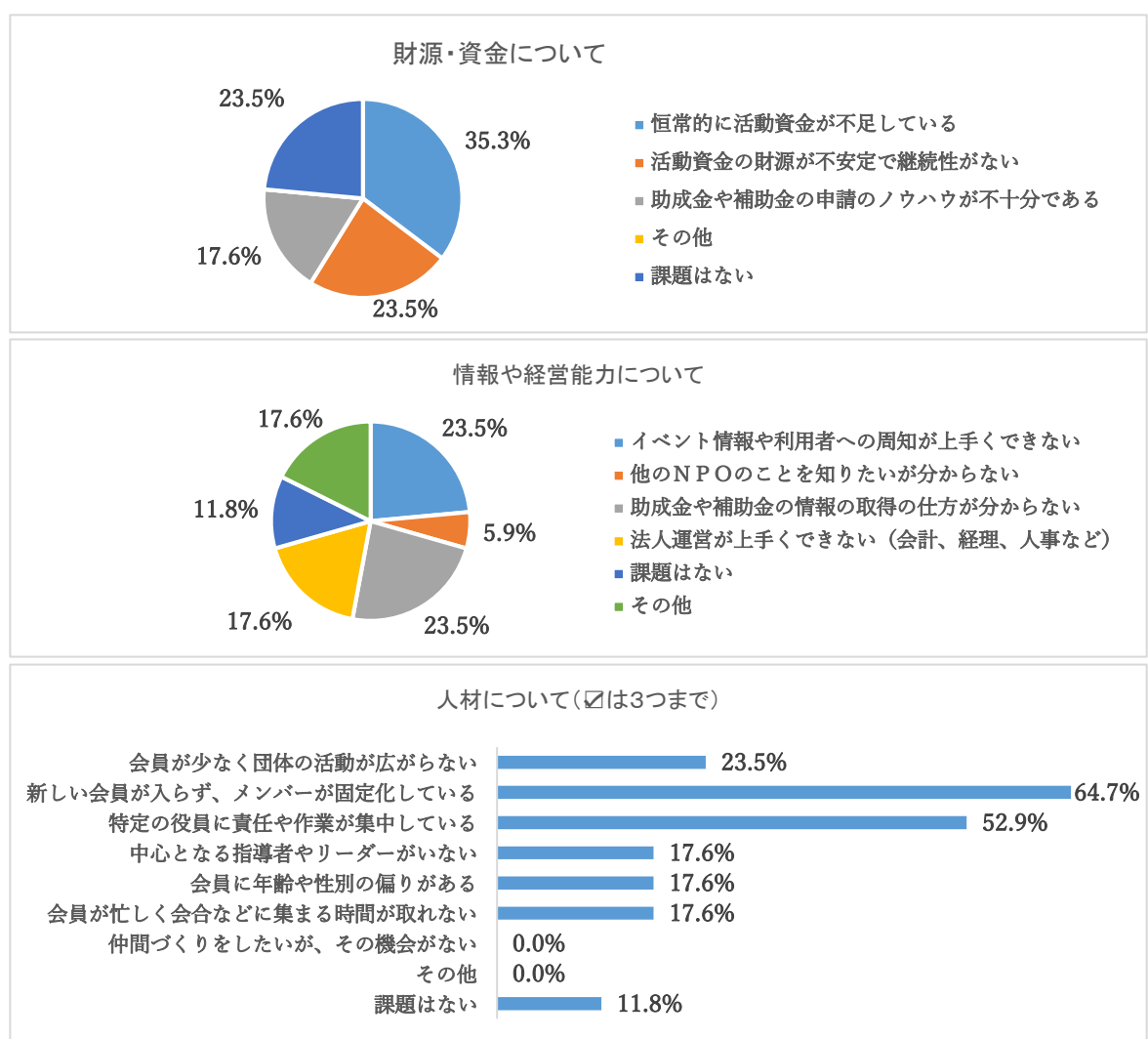
まちづくり活動団体は、浜田市（行政）や他のまちづくり活動団体との協働は必要と感じており、具体的に協働を進めるためには、まちづくり活動間の交流や連携を促進することが重要となっている。

必要な取組

- ・新たな人材の育成及び活動の担い手の確保
- ・まちづくり活動団体間の交流等の促進

NPO法人においては、安定的に継続した運営のための財源確保、事務処理能力の向上、助成金や補助金等の情報や手続、法人運営に関する課題を抱える団体がいる。

また、高等教育機関・事業者においては、社会貢献活動に取り組んでいるものの、人的・資金的余裕はなく、活動へのきっかけも少ないことが課題となっている。

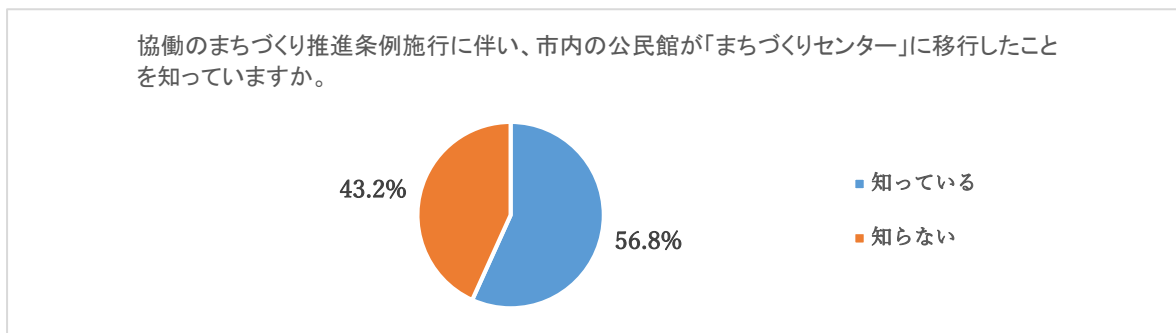


必要な取組

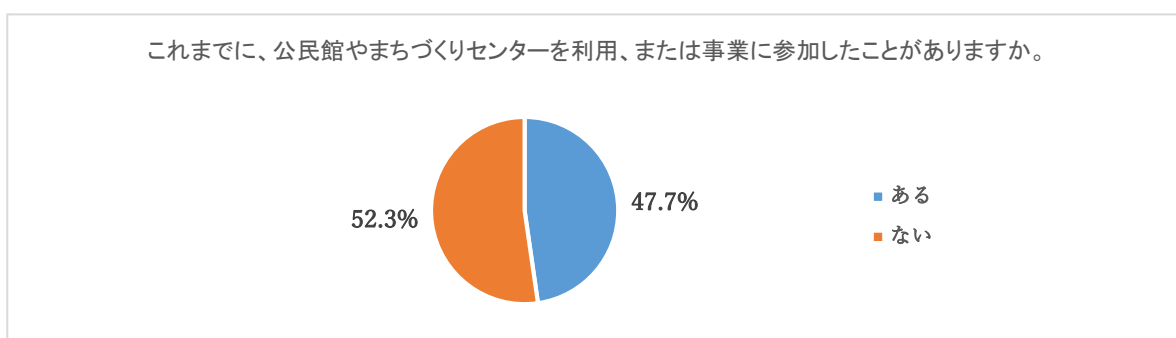
- ・活動財源の確保
- ・事務手続や法人運営に関する相談及び支援体制の強化
- ・高等教育機関及び事業者との連携の強化
- ・まちづくり活動に参画しやすい環境の整備

エ まちづくりセンターの現状

約 4 割の市民は、市立公民館がまちづくりセンターに移行したことを知らない。



約 5 割の市民は、公民館やまちづくりセンターを利用、又は事業に参加したことがない。



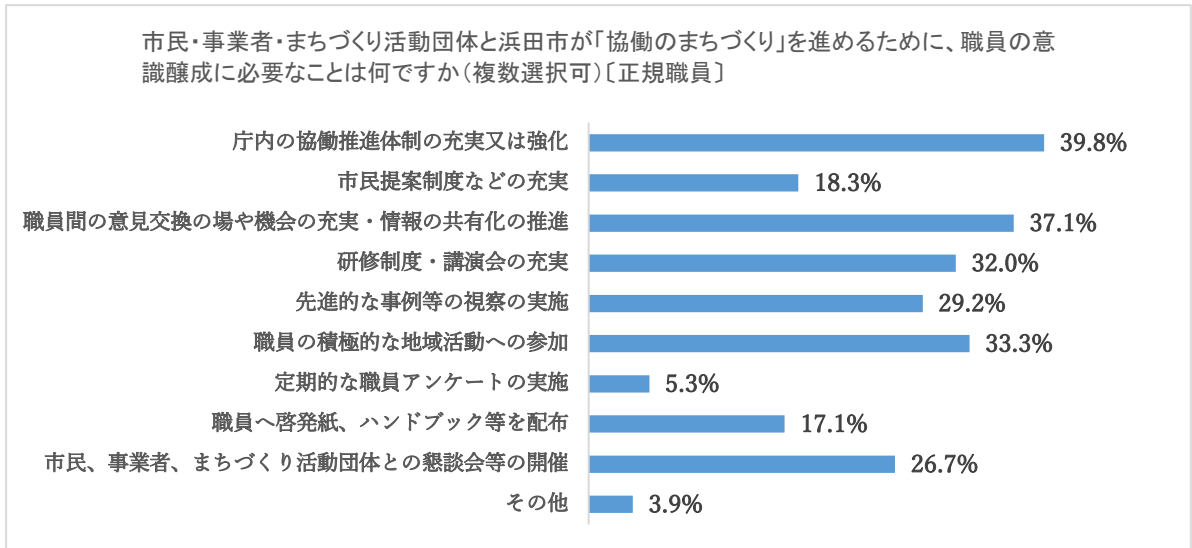
まちづくりセンターの認知度については、約 4 割が「知らない」とし、公民館やまちづくりセンターを利用、又は事業に参加したことがある割合についても半数以上が「ない」となっている。また、自由記述において「まちづくりセンターの機能を市民に周知する必要がある」といった意見があり、センターの機能・役割を広く周知するとともに機能を強化することが、協働のまちづくり推進に向けた重要な課題となっている。

必要な取組

- ・まちづくりセンター機能の強化及び役割や活動に関する情報の発信

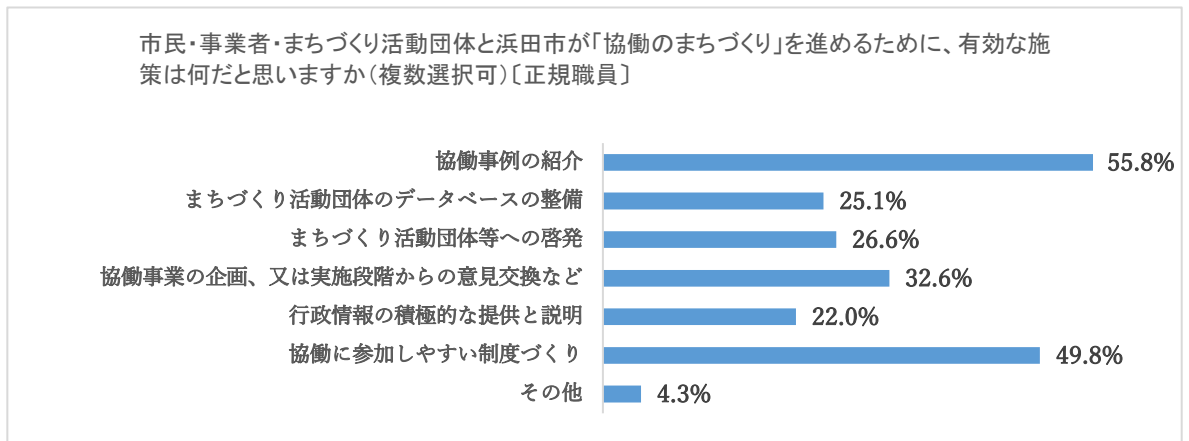
オ 市職員の現状

職員の意識醸成には、「研修制度・講演会の充実」だけでなく、「協働できる仕組み」が必要である。



「庁内の協働推進体制の充実又は強化」、「職員間の意見交換の場や機会の充実・情報の共有化の推進」など、協働を推進する環境を整備する必要がある。

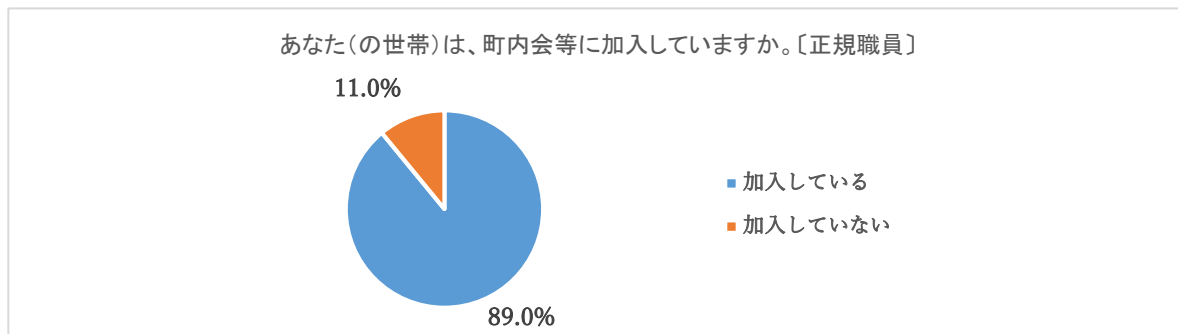
協働のまちづくりを具体的に進めるためには、「協働事例の紹介」「協働に参加しやすい制度づくり」「協働事業の企画、又は実施段階からの意見交換など」の施策を進める必要がある。



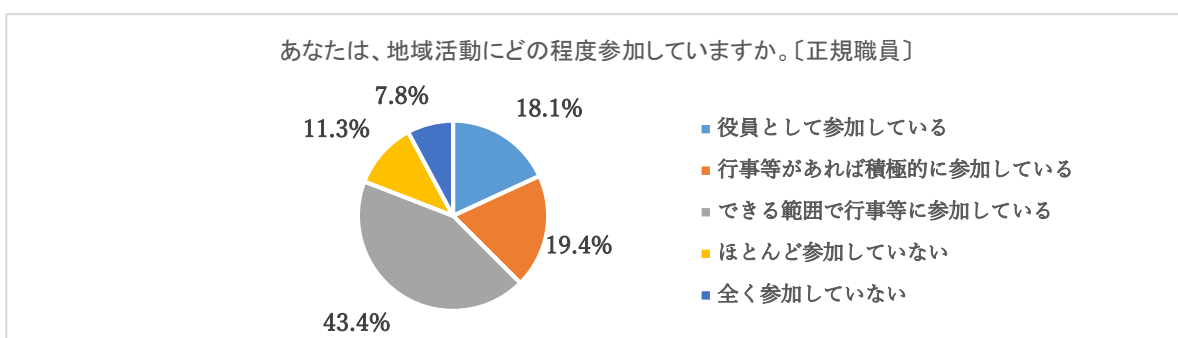
必要な取組

- ・協働や条例の理念等についての理解の促進
- ・職員間の連携及び情報共有化の推進
- ・協働相手との相互理解及びその機会の創出
- ・協働を推進するための体制整備及び仕組みづくり

約 9 割の職員は、町内会等に参加している。



約 2 割の職員は、地域活動に参加していない。



職員の多くが町内会等に参加し、活動にも参加している。一方、町内会等未加入者が約 1 割、及び活動に参加していない（できていない）割合が約 2 割となっている。

必要な取組

- ・協働や協働のまちづくりに対する意識の改革

5 協働のまちづくりの展開

協働のまちづくりを推進するために、市民意識調査の結果や本市の現状を踏まえて、以下の4つの基本方針を設定し、方針ごとに取組の方向性を定め施策を実施していきます。

方針別施策体系



基本方針Ⅰ：協働の意識づくりと主体的なまちづくりの促進

市民一人ひとりがまちづくりの主角として自覚と責任を持てるよう意識づくりに取り組むとともに、あらゆる主体による主体的なまちづくりへの参画を促進します。

まちづくりセンターを協働のまちづくりの活動拠点とするとともに、これまで培ってきた社会教育の手法を活かし、地域の人材育成を図ります。

協働のまちづくりの担い手としてふさわしい職員を育成するための取組を実施します。

1 理念の共有

市民等と市が協働を実践していくためには、市だけではなくパートナーである市民等も協働を理解し、関心を深める必要があります。互いに協働の理念を共有し、市民等が積極的にまちづくりに参画しようとする意識の醸成を図ります。

① 条例及び推進計画の周知等

条例及び本計画について、分かりやすいパンフレットなどを作成し、職員及び市民等に学習会等による周知及び説明を行うとともに、市民等が開催する研修会等を支援します。

② 出前講座等の開催

市民等が出前講座等を開催する場合は、市から講師を派遣し、条例や協働のまちづくり等、市の施策や制度等について分かりやすく説明します。併せて、市民等に対し、出前講座等の開催の働きかけを行います。

2 人材の育成支援

地域活動や市民活動等を牽引することができる人材の育成を目的として、必要な知識や情報の習得のための研修会を開催します。また、多くの市民等が協働を考える機会の拡大に努め、新たな人材の発掘や育成を図ります。

① 人材育成研修会の開催

地域で既に役員等として活動する人へのスキルアップを目的とした研修会を開催します。地域活動や市民活動等の成功事例や他地域の現状を学ぶことにより、活動内容の充実や新たな事業の展開につながる取組を進めます。

② まちづくり市民集会の開催

多くの市民が協働への理解と関心を深めるとともに、積極的に地域活動や市民活動等に参加しようとする意識の醸成が図れるよう、協働やまちづくりに関する市民集会等を開催します。

3 情報発信、共有の推進

多くの市民が市政やまちづくりに参画できるように積極的に情報発信するとともに、市民等と市が情報を共有するよう努めます。なお、情報を必要とする人が必要な情報を得やすいように様々な媒体や機会を活用します。

① 情報発信機能及び体制の強化

広報はまだ（市広報紙）のみならず、市ホームページ、メディア、まちづくりセンター内の掲示板など、様々な媒体や機会を活用してまちづくりに関する情報を幅広く提供し、市民等への周知を図ります。

② 協働事例集の作成・周知

市民等と市が協働で実施した事業を取りまとめ、「協働事例集」を作成し、様々な媒体や機会を活用して市民等への周知を図ります。

4 若い世代が参加しやすい機会づくり

若い世代（U1ターン者を含む。）と年配者との世代間交流を促進し、幅広い世代で担い手を育成するとともに、地域活動の継承を進めます。また、地域の中で生きる力やふるさとへの愛着を育むため、次代を担う子どもたちの育成と地域で活動する人づくりを進める取組を行います。

① まちづくりセンターを拠点とした協働事業

まちづくりセンターを中心に学校と連携したふるさと教育を行い、地域、学校、家庭が一体となって子どもの育ちを支える機運を醸成するとともに、親世代と地域が関わることによる新たな人材の育成を図ります。

② 社会教育等の手法を活かした人材育成

地域の「ひと・もの・こと」を活用した活動を通じて、ふるさとへの愛着や誇りを醸成し、心豊かでたくましく、次代を担う子どもたちの育成を図ります。

5 職員の意識向上

「市民等と協働する職員」を目指し、研修や業務を通じて協働に対する理解を更に深め、常に協働の視点を持って事業に取り組みます。

また、自ら地域の一員としての自覚と責任を持ち、地域活動に積極的に参加するよう意識の醸成を図ります。

① 職員研修の実施

職員が協働の意味を正しく理解し、実践できるよう職員研修を定期的実施します。
また、職員も地域の一員として地域活動に積極的に参加するよう意識の醸成を図ります。

② 職員意識調査の実施

職員の協働に対する理解度や地域活動や市民活動等への参加状況について、定期的に意識調査を実施します。その結果を踏まえて、在職中や退職後の地域活動や市民活動等への積極的な参加を促します。

基本方針Ⅱ：活動基盤の整備

まちづくり活動団体や地域コミュニティ団体が主体的に行うまちづくり事業を支援するとともに安心して継続的に活動できる環境を整備します。

NPO・ボランティア団体が行う公益活動及びNPO法人の設立を希望する団体を支援します。協働のまちづくりを推進する拠点施設として、まちづくりセンターの整備を行います。

1 活動体制の整備

市民等が連携し、協働による活動が活性化するよう体制整備を図ります。また、団体の運営や活動について、財政的支援及び持続的な伴走支援を行うとともに市民等が参加しやすい環境づくりを行います。

① まちづくり活動団体への財政的支援

市民等が主体的に行う様々な地域活動や市民活動等の継続及び拡充に向けた補助金制度を周知し、活用を支援します。

② 市民相談窓口の充実

地域活動や市民活動に関する相談窓口を充実させるとともに、各団体の運営に関するマニュアル等を作成し、運営を支援します。

③ 自治会活動保険の整備

市民が安心して地域活動に取り組めるよう、地区まちづくり推進委員会や町内会等が主催する活動に対する保険に市が加入し、活発な活動となるよう支援します。

④ 国、県、民間等の補助金制度の情報提供

国、県、民間などの機関が実施する補助金制度の情報を収集し、まちづくり活動団体に情報提供を行うことで、地域活動や市民活動等の資金確保を支援します。

⑤ 高等教育機関との連携の拡大

協働事業に関する情報や支援制度を高等教育機関に提供し、学生が地域活動や市民活動等に参加しやすい環境を整備します。

⑥ 共同研究の実施及び成果の活用

市の課題や政策について島根県立大学と共同研究を実施し、その成果の活用に向けた取組を進めます。

2 活動拠点の整備

まちづくり活動団体の活動をより推進するため、自治集会所等の整備等を支援するとともに、地域活動や市民活動等の拠点施設であるまちづくりセンターの整備を進めます。

① 集会所施設、関連設備等整備事業（地域づくり振興事業）の活用

自治集会所等の新築、改修又は修繕などで必要となる費用の一部を補助する制度を継続して実施するとともに、制度の周知を図ります。

② まちづくりセンターの新規整備

石見地区において、地域活動や市民活動等のまちづくり活動の拠点施設として、石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンターの整備を図ります。（令和5年度着工・完成予定）

③ まちづくりセンター活動の環境整備

まちづくりセンターの施設改修、設備・備品の更新又は修繕を計画的に実施します。

3 情報共有機会の創出

まちづくり活動団体が取り組む活動を市民に周知するとともに、協働に関する情報（協働の必要性、協働事例等）を収集・発信し、市民が必要とする情報を得られる仕組みづくりを進めます。

① 協働事業やまちづくり活動情報の発信

市内で行われる協働事業やまちづくり活動団体の情報を収集し、市ホームページ等で広く市民に発信します。

② まちづくり活動団体間の連携の推進

まちづくり活動団体間でそれぞれが持つノウハウを活かしつつ、活動の継続や拡充に向けて連携できる環境を整備します。

基本方針Ⅲ：地域自治の強化

地域の課題には、その地域独自の課題が発生しており、よりきめ細やかな対応が求められます。

これら様々な課題を解決するため、地域自治組織の組織力を強化し、他地域での活動事例を参考に、まちづくり活動団体や地域内の各種団体との協働の拡充を目指します。

そのために、必要な人材や財源を確保するとともに、自治機能の強化及び支援体制の充実を図ります。

1 組織力の強化及び地区まちづくり推進委員会の組織化支援

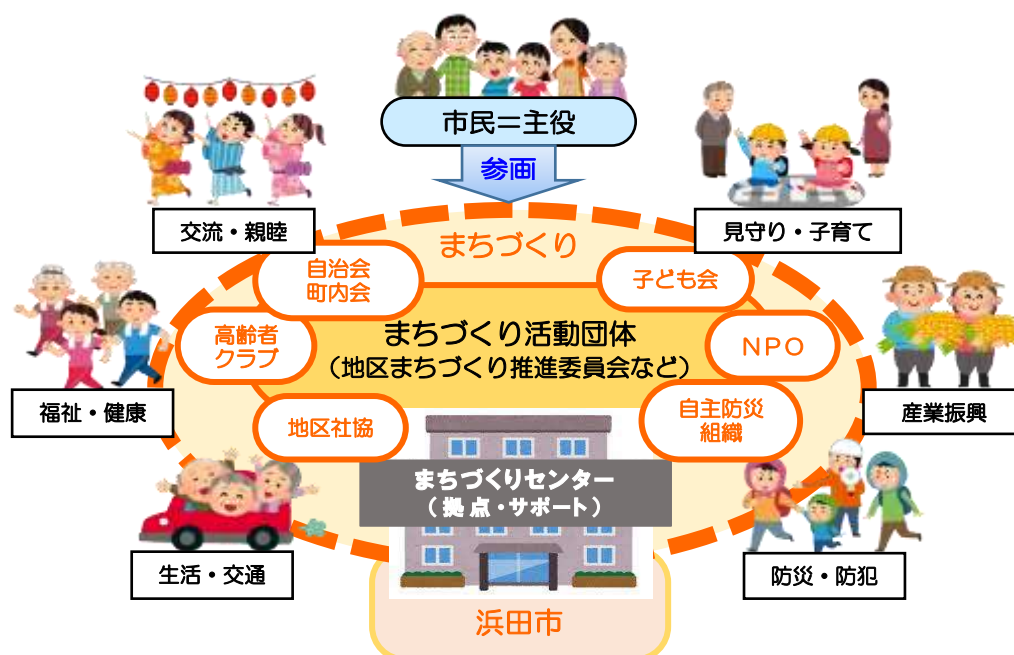
活力ある地域コミュニティを形成するため、地区まちづくり推進委員会の取組や地域の特色や個性を活かしたまちづくりを支援します。また、地区まちづくり推進委員会が未設立の地区に対しては、地域の実情に応じた組織化への支援を行います。

地域の連帯感を深め、地域住民で協力して様々な課題等に取り組むため、町内会等への加入を促進します。

なお、これらの取組をまちづくりセンター及びまちづくりコーディネーターと連携し、積極的に支援します。

① 地区まちづくり推進委員会の組織化支援

まちづくりセンター及びまちづくりコーディネーターと連携し、地区まちづくり推進委員会の設立に向けその取組を支援します。



〔協働によるまちづくりのイメージ図〕

② 町内会等の加入促進

役員の担い手や活動への参加者や協力者を増やし、活動の活性化につなげるため、町内会等と連携して町内会等の加入の強化を図ります。

③ 各種手引の充実と周知

日々の活動や組織運営に必要な情報を集約し、各種手引の内容を充実するとともに、活用に向けて周知します。

2 活動資金の確保、充実の支援

地区まちづくり推進委員会等には、市からまちづくり総合交付金などが交付されており、日常の地域活動や地域の特色や課題に応じた取組に必要な経費として活用されています。また、拠点施設の改修等の補助や活動に必要な備品の整備に対する支援についても引き続き実施します。

なお、これらの支援制度について、より活用しやすくなるよう検証を行うとともに、市以外の様々な団体が行う補助金制度についても周知に努め、積極的な活用を促します。

① 活動資金の確保、検証

地域課題の解決や活性化のため、主体的に取り組む地区まちづくり推進委員会等の活動資金の確保を支援するとともに、当該制度の検証を行います。

② 国、県、民間等の補助金制度の情報提供（再掲）

国、県、民間などの機関が実施する補助金制度の情報を収集し、地区まちづくり推進委員会等に情報提供を行い、活動資金確保の支援を行います。

3 まちづくりセンター機能の充実・強化及びまちづくりコーディネーターによる支援

市民等の主体的な地域活動や市民活動等を推進するため、まちづくりセンター機能の充実・強化を図ります。

また、まちづくりコーディネーター及び市の各部署と地域課題を共有し、地域の活性化や課題解決に向けた取組を進めます。

① 地域課題の把握とまちづくりコーディネーターによる支援

まちづくりセンターが中心となり、市民等と地域課題の把握及び共有を図ります。
また、課題解決のための市民等が主体的に取り組む活動について、まちづくりセンターとまちづくりコーディネーターが中心となり、市の各部署と連携を図りながら支援を行います。

② まちづくりセンター職員研修の実施

まちづくりセンター職員がまちづくり活動団体等からの相談に円滑かつ有効に対応し、まちづくり活動に必要な支援を行えるよう、各センター職員向けの研修を行うとともに、計画的な社会教育士の取得を進め、職員のスキルアップを図ります。
また、センター間の情報交換会を実施し、相談・連携機能の強化を図ります。

③ まちづくりコーディネーター研修の実施

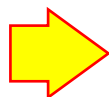
まちづくり活動団体への支援に必要な知識等の習得のため、まちづくりコーディネーターに対して研修会を実施します。

公民館のコミュニティセンター化

社会教育・生涯学習の拠点である公民館に、協働のまちづくりを推進する役割を加え、その活動拠点とするため、令和3年度から市立公民館をまちづくりセンターに移行しています。これまで公民館で培われてきた活動を引き継ぎながら、社会教育の手法による人づくりを土台としたまちづくりを進めていくこととしています。



社会教育・生涯学習



社会教育・生涯学習 + 協働のまちづくり

基本方針Ⅳ：協働の仕組みづくり

協働の考え方や手法を全庁的に進めるための体制や仕組みを整備します。

地域の課題や問題を取り上げ、より良いまちづくりを推進するため、地域協議会と連携し市民等と市が一体となったまちづくりを進めます。

市政に市民の意見や提案を反映するため、審議会等での審議やパブリックコメントの実施等、市民参画の機会を拡充します。

地域資源や課題の共有のため、まちづくり活動団体間の連携支援や事業者との連携を図ります。

1 協働推進体制の整備

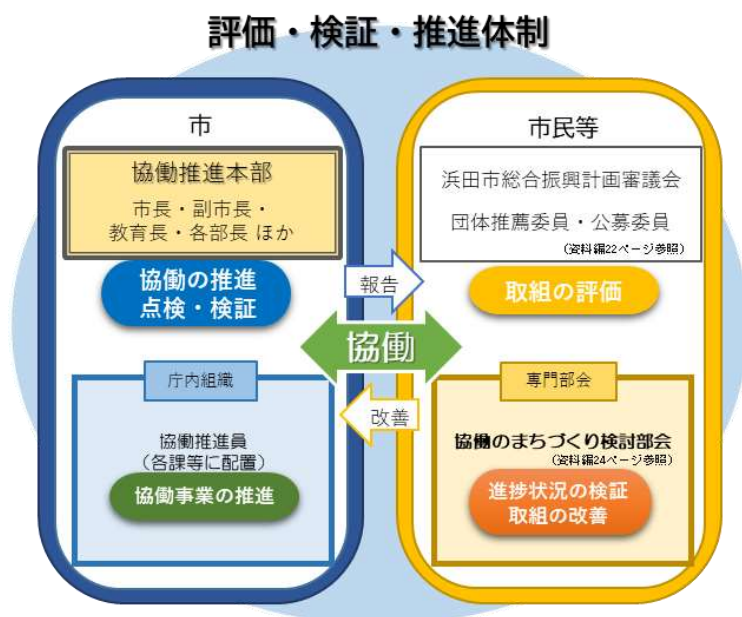
本計画画を着実に推進するため、庁内体制を整備するとともに浜田市総合振興計画審議会等と連携・協力をし、取組が確実に実行できるよう協働推進体制を整備します。

① 協働推進員の配置

各課等に協働を推進するため職員（協働推進員）を配置するとともに、協働推進員を対象とした研修会等を実施します。

② 評価・検証体制の整備

学識経験者、関係団体代表者及び公募市民で構成する「浜田市総合振興計画審議会」及び「協働のまちづくり検討部会」に進捗状況を報告し、評価やより良い施策とするための意見を受け、改善を行います。また、市の組織である「協働推進本部」において進捗状況を確認し、自己点検・検証を行います。



2 市民参画機会の確保

市民等が市政、地域活動や市民活動等を身近に感じ、参加しやすい環境の創出に取り組みます。市民参画の拡大に向けて、市民等の声を聴く機会を広げ、その反映に努めます。

① 地域協議会との連携

地域の課題や問題を取り上げ、より良いまちづくりを推進するため、市長の附属機関として設置した地域協議会と連携し、市の重要施策や一体的なまちづくりについて協議します。
また、地域協議会から出された意見については尊重し、市の行う施策等への反映に努めます。

② パブリックコメントの実施

市の基本的な施策等を決定する過程において、広く市民に意見等を求めるためパブリックコメントを実施します。

③ 市民意識調査の実施

本計画の更新に合わせて、市民、各種団体の協働に対する認識、まちづくり活動や社会貢献活動の現状・課題等を把握し、協働のまちづくりを推進するための施策や計画に反映するため、市民意識調査を実施します。

④ 説明会・ワークショップの開催

市民に対し、市の施策や計画などの概要について直接説明し、質疑応答や意見交換を行います。
また、ワークショップ等の手法も活用し、より多くの市民等の意見が反映できるよう努めます。

⑤ 意見・要望の把握

市が行う事業や施策に対する市民等からの意見・要望・提言等については、その内容を検討し、より多くの市民等の意見が当該事業や施策に反映できるよう努めます。

3 地域資源や課題の共有

地域課題を共有するとともに、多様な主体がまちづくりに参画するきっかけとなるよう、様々な交流・連携の場を設けます。

① 円卓会議の促進

地域の特性や課題に応じた取組を進めるため、まちづくり活動団体が話し合いの場を設けることを促すとともに、職員も積極的に参加し、地域内における資源や課題を共有します。

② まちづくり活動団体間の連絡会議開催支援

情報共有や学び合いの場を設け、連携・協働することにより住民主体のまちづくりが推進されるようにまちづくり活動団体間の連絡会議の開催を支援します。

③ 事業者との連携

事業者の特性や専門性を活かし、公民連携による市民サービスの向上や地域課題の解決に向けた取組を進めます。また、事業者が取り組む公益的活動をまちづくり活動団体に情報提供することにより、事業者とまちづくり活動団体との協働の機会創出や連携強化に努めます。

パブリックコメント制度

市の基本的な政策又は制度の策定に当たり、原案の段階で、その趣旨や目的、内容等を公表し、これらに対する市民から意見や情報、専門的知識の提出を受け、提出された意見等を考慮した上で政策等の最終決定を行う制度です。

この制度は、公表した計画や施策等の案自体の賛否を問うものではなく、市民が政策等の企画立案段階に行政の意思決定に参画する機会を確保し、政策等の決定に必要な市民と市のパートナーシップによる協働を進めるとともに政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的としています。

6 協働事例

市内では、地区まちづくり推進委員会等をはじめとするまちづくり活動団体によって、住民の交流、親睦行事、安心、安全で快適なまちづくりに関する活動など、協働のまちづくりが様々な地域で実践されています。

みはし地域まちづくりネットワーク「防災部会」

はまだ



みはし地域まちづくりネットワークにはいくつかの専門部会があり、その中の1つに防災部会があります。

防災部会は現在25名いますが、すべての町内から出ているわけではなく、有志が集まりできています。中でも、昭和63年の豪雨災害で大きな被害があった相生地域や三階・長見地域は、部会員が多いです。日頃から防災訓練や防災マップ作り等に取り組み、災害への備えを行っています。

また、子供部会と連携を図りながら三階小学校での防災学習を3年間継続して行っており、子ども達の防災意識の向上を目指しています。

このように、防災部会は各部会とそれぞれ連携し助け合い、みはし地域の防災力が上がることを願い活動しています。



保護者世代女性組織「ゆるり」結成

かなぎ



今福地区まちづくり委員会による朝市「もやい市」を中心に、地域のイベント時に参画する組織として、保護者世代女性組織「ゆるり」を立ち上げました。公民館の時からチーム化を意識した研修を重ね、現在は、「持続性」、「世代間を繋ぐ役割を持つ」等を組織の目的とし活動しています。

また、保護者世代ならではの感覚やデザイン性を重視したテントや配布物を作製し、「楽しい×オシャレ×集う」も意識した活動になっています。

地域では、「ゆるり」の活躍を待つ声が多数あり、地域全体がこの新たに誕生した組織に注目しており、「地域の賑わいの創出」への貢献が期待されています。



「和田の未来を考える会（和の会）」の発足

あさひ



和田地区では、平成 30 年度に地区の課題などを考える場として、「和田の未来を考える会（通称和の会）」を立ち上げました。その中で農地の荒廃を課題とする意見があり、対策として令和元年からエゴマ栽培に取り組んでいます。和の会での取り組みを受け、和田地区まちづくり推進委員会では耕作放棄地対策事業に取り組むこととしました。

この事業では和の会への支援の他、和田地区の全住民を対象とした農地保全のアンケートを実施しました。このアンケートは、農家・非農家にかかわらず、和田地区全体で課題を共有することを目的とし、今後この結果をもとに、地域の夢である「和田地区がいつまでも続いていくこと」を実現するため、活動を展開していくことができます。



弥栄の朝市「や市」

やさか



弥栄のみらい創造会議では、前身の安城地区まちづくり推進委員会が設立当初からおこなっている事業を継承し、毎月第 3 日曜日に弥栄の朝市「や市」を開催しています。地元の商品や加工品の認知度を高め、販売促進につなげるとともに、世代にとらわれない地域住民の交流の場となっており、現在は地元の生産者団体や加工品団体のみならず、他地域からの出店もあり、交流の広がりを見せています。

また、他団体との事業やイベントと同時開催しており、地域住民がまちづくり活動に参加する窓口としての役割も果たしています。特に子どもたちの協力も始まっており、出店の手伝いは基より子どもたちが企画立案をし、その意見を取り入れようとする動きも出始めています。



「口腔ケア事業」健康寿命を延伸し、元気に過ごせるまちづくりを目指して

みすみ



令和 3 年度より、まちづくり委員会・地域の歯科医院・リハビリテーションカレッジ島根・三隅支所市民福祉課と連携し、口腔ケア事業を行っています。対象者は、学校検診が終了した 18 歳から後期高齢者歯科検診対象前の 75 歳までの全住民です。

歯科医師とは、定期検診を受けるきっかけ作りのため、まちづくりセンターでの口腔チェックを行っています。自己負担は 1 割で、9 割は総合交付金から補助しています。通常の歯科検診と合わせ、舌圧測定が受けられることも魅力です。普段歯科にかからない地域の方が、受診後に歯科にかかった例もあり、地域の健康づくりに役立っています。リハカレには、言語聴覚士監修の口の体操、ブローイング、早口言葉など口腔機能維持のための「健口体操」を提案して頂き、地域への啓発をチラシやケーブル TV、センター便りで行っています。口の健康が身体の健康！を合言葉に、地域全体の健康づくりにつなげていきます。

浜田市協働のまちづくり推進計画

計画期間 令和4年度～令和7年度

発 行 島根県浜田市
〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地
発行年月 令和4年2月
電 話 0855-25-9201
F A X 0855-23-1866
ホームページ <http://www.city.hamada.shimane.jp>
企画・編集 浜田市地域政策部地域活動支援課